

組織の見直しに向けた論点整理
(第3回 行政改革推進委員会からの主な御指摘)

論点 1

業務量や予算、職員数がどのように推移しているのか、過去のデータを示してほしい。

論点 2

組織の再編には、機関数を減らすことも併せて検討する必要がある。

論点 3

部の分割や局の設置については、明確な根拠が必要である。

論点 4

支庁制度を廃止した検証が必要である。

論点 1

業務量や予算、職員数がどのように推移しているのか、過去のデータを示してほしい。

別紙のとおり。

職員数・予算額（決算額）・業務指標（例）の推移

資料 2 - 1（知事部局全体） 資料 2 - 2（健康福祉部）

資料 2 - 3（農林水産部） 資料 2 - 4（県土整備部）

平成元年度以降の部門別職員数と決算額の推移 資料 2 - 5

論点 2

組織の再編には、機関数を減らすことも併せて検討する必要がある。

（考え方）

知事部局における機関数については、全所属で行われていた人事給与等の内部事務の集中処理化や、サービスや経理事務を担当する総務部門の集約化による組織の統廃合、市町村への権限委譲等により、平成 11 年度から 22 年度までの 11 年間で 55 機関（ 21.2%）減らしてきたところです。

（職員数： 1,703 人 19.3%）

一方で、不正経理問題の発生に見られたように、組織の内部牽制機能が働きにくい体制となってしまったという御指摘もあります。

今後は、関連する業務の集約化を図り、無駄や無理なく業務が執行できる機能的な組織体制を構築するとともに、内部牽制機能が有効に働く組織体制を構築していきたいと考えています。

（参考）主な部局の機関数・職員数の状況（平成 11 年度比）

健康福祉部（病院局への移管分は除く） 資料 3 - 1

（機関数） 12 機関（ 20.3%）〔うち出先機関： 9 機関（ 20.5%）〕

（職員数） 23 人（ 1.3%）〔うち出先機関： 42 人（ 3.1%）〕

農林水産部 資料 3 - 2

（機関数） 15 機関（ 26.8%）〔うち出先機関： 14 機関（ 33.3%）〕

（職員数） 514 人（ 23.6%）〔うち出先機関： 405 人（ 24.2%）〕

県土整備部 資料 3 - 3

（機関数） 19 機関（ 38.8%）〔うち出先機関： 16 機関（ 45.7%）〕

（職員数） 615 人（ 32.3%）〔うち出先機関： 490 人（ 35.0%）〕

論点 3

部の分割や局の設置については、明確な根拠が必要である。

(考え方)

第3回行革委員会でお示しした見直しにあたっての「たたき台」は、あくまで庁内で議論を進めるためのイメージを示したものです。

今後、部の分割や局の設置など、組織体制を見直す場合の根拠付けについては、行革委員会からの御意見等を踏まえ、庁内で検討を進める中で整理していきたいと考えています。

なお、現在の庁内における意見としては、

部の分割や局の設置により、それぞれの施策のまとめりごとに、権限や責任を持たせることが可能となり、意思決定の迅速化を図れる。

総合的な施策の推進を図るためには、部の分割や局は設置せず、現状の体制とすることが有効である。

との意見があります。

様々な行政課題に対して、総合的・横断的な取り組みを推進する一方、意思決定の迅速化を図る方策について検討していきたいと考えています。

論点 4

支庁制度を廃止した検証が必要である。

(考え方)

支庁については、県行政の総合調整機能と地域開発推進の拠点として、昭和39年に県内10箇所を設置されておりましたが、地方分権の進展や市町村合併により市町村の機能が強化されることを見据え、平成16年3月に廃止し、新たに旅券発給や各種相談窓口など地域に密着した事務等を行う「県民センター」を設置したところです。

市町村合併や市町村への権限委譲などにより、市町村の機能強化が図られた一方、県民センターでは市町村関連の事務がなくなり、職員相互の交流が少なくなったことで、地域にありながら各市町村の情報や課題が把握しにくくなったという課題が生じてきています。

県と市町村は分権型社会を共に担っていく自治体として、これまで以上に緊密な連携を図ることが必要となっていることから、現在、市町村と管内出先機関相互の連携強化を図るためのしくみづくりを検討しているところです。

資料 4 - 1 これまでの出先機関の主な再編について

資料 4 - 2 平成 16 年度組織及び定数の見直しについて（抜粋）